

○武蔵野市環境啓発施設運営会議設置要綱

令和元年7月10日要綱第67号

改正

令和2年4月1日要綱第237号

武蔵野市環境啓発施設運営会議設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市自治基本条例（令和2年3月武蔵野市条例第2号）第23条第1項の規定により策定する武蔵野市長期計画及び武蔵野市環境基本条例（平成11年3月武蔵野市条例第9号）第5条第1項の規定により策定する武蔵野市環境基本計画に基づき設置する環境啓発の拠点となる施設（以下「武蔵野市環境啓発施設」という。）の具体的な運営、利用の在り方等について協議及び検討を行うため、武蔵野市環境啓発施設運営会議（以下「運営会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 運営会議は、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 武蔵野市環境啓発施設の具体的な運営及び利用の在り方に関する事項
- (2) 武蔵野市環境啓発施設の開設後の評価及び検証に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 運営会議は、次に掲げる者10人以内をもって構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 研究機関を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 市民団体等に属する者
- (5) 行政関係者

(委員長及び副委員長)

第4条 運営会議に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ市長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総括し、運営会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 運営会議の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 運営会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 運営会議が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、日額とし、その額は市長が別に定める。

(庶務)

第8条 運営会議の庶務は、環境部環境政策課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営会議について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和元年7月10日から施行する。

2 この要綱の施行の日から令和2年3月31日までの間における第7条の規定の適用については、同条中「武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」とあるのは「武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」と、「日額とし、その額は市長」とあるのは「市長」とする。

付 則（令和2年4月1日要綱第237号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。